

〔平成26年3月〕
山広環規則第3号

改正 令和5年3月山広環規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形広域環境事務組合情報公開条例（平成26年山広環条例第1号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、山形広域環境事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、審査会の委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査の原則)

第4条 審査会は、条例第18条第1項又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する諮問があったときは、迅速にその内容を審査し、速やかに答申するよう努めるものとする。

(令和5規則3・一部改正)

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、管理課で処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前におけるこの規則による改正後の山形広域環境事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則第4条の規定の適用については、同条中「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」とあるのは、「山形広域環境事務組合個人情報保護条例（平成26年山広環条例第2号）第38条第1項」とする。